

韓国における在住外国人施策の現状と課題

天野 明子 安藤 淑子

Current policies towards foreign residents in South Korea

AMANO Akiko ANDO Yoshiko

Abstract

South Korea held its first Conference on Foreign Resident Policy in 2006, where related government agencies began to seek a comprehensive policy towards the country's foreign residents. The committee looked at Comprehensive Support and Administrative Guidelines for Local Governments on the Treatment of Local Foreign Resident Communities and the Multicultural Families Support Act issued by the government's Safety Ministry, both of which are rooted in the Basic Act on Treatment of Foreigners Residing in Korea. The conference made it clear that (a) promotional frameworks to drive practical support for foreign residents had been put in place and (b) that the implementation and promotion of supportive measures (measures aimed at the smooth integration of foreign residents into local communities), both led by the national government, were gaining strength. It is fair to say that steady progress is being made in building local communities with respect for multiculturalism.

At the same time, it is still the case that finding ways to peacefully coexist with the rapidly growing immigrant population is a major issue facing South Korea today. Major challenges related to progress in this issue include the steady and full integration of those who have immigrated due to marriage and their comprehensive social education; setting up and operating systematic learning support and after-school care for the children of multicultural families; building healthy environments to promote growth; and enhancing multicultural education in schools, workplaces, and society as a whole.

キーワード：韓国、外国人政策、地方自治体、労働者、多文化家族

Key words: South Korea, foreign resident policy, local governments, laborers, multicultural families

はじめに

韓国では、2006年5月26日に開かれた第1回外国人政策委員会議を契機に、各関係省庁が総合的な外国人政策の推進に取り組み始め、2007年4月27日には「在韓外国人処遇基本法」が国会を通過した（同年5月17日公布、7月18日施行）。一方、地方自治を統括する行政自治省も2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を策定し、地域における社会統合の推進に力を入れている。

このような韓国における外国人施策の取り組みは、韓国同様、多様性を尊重する社会を築き、多

文化共生の社会を目指す日本においても大いに参考になる実例であるが、あまり知られていないのが実状である。本稿では、韓国の外国人施策に関する取り組みを調査し、法整備や地域における具体的な実例について研究することにより、韓国の外国人施策の現状について考察することを目的としている。

第1章 韓国における居住外国人の現状と特徴

1-1 滞在外国人数と国籍

韓国に滞在する外国人の数は1997年には39万人であったが、2007年末には2.7倍の106万人

山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科

Department of International Studies and Communications, Faculty of Global Policy Management and Communications, Yamanashi Prefectural University

表 1 韓国における外国人滞在現状

滞在現状	単純労働者	結婚移民者	訪問就業同胞	未登録外国人	留学生	投資企業家	専門業労働者
人数	233,699	110,362	169,988	223,466	61,836	8,109	29,081
割合	21.9%	10.4%	15.9%	21%	5.8%	0.76%	2.7%

となり、韓国総人口の 2.2% を占めている。国籍別には、中国、ベトナム、フィリピン、タイ、アメリカ、インドネシア、日本の順となっている。2007 年末、韓国内における外国人滞在現状は表 1 の通りである。

結婚移民者とは、韓国人の配偶者として韓国で暮らす外国人及び韓国籍取得者のことで、訪問就業同胞とは、中国やロシア等に居住する韓国系外国人を指し、入国や在留期間、職場の異動等の面で条件が優遇されている。

1-2 外国人増加の背景要因

韓国において外国人が増加している背景要因として、結婚移民者の増加、雇用許可制の導入、そして少子高齢化の 3 点が挙げられる。以下では、これらの背景要因について、述べていくこととする。

1-2-1 結婚移民者

統計庁によると、1990 年における国際結婚の婚姻数は 4,710 件で、婚姻件数全体の 1.2% を占めていたが、2000 年には 12,319 件となり、婚姻件数全体の 3.7% を占め、さらに 2008 年には 36,204 件に増え、婚姻件数全体の 11% を占めている。特に韓国人男性と外国人女性との結婚が多く、婚姻数と国籍別割合としては表 2 のようになっている。

国際結婚による移民の居住地域の割合は、ソウル、京畿、仁川、釜山などの都市地域が 87.5%、農村地域が 12.5% であるが、韓国は首都圏に人口が集中している為、農村地域の移民の比率は高

く、農林業・漁業等の第一産業に従事する男性の 2005 年における全結婚の 35.9% が国際結婚であり、さらに 2008 年には 41.0% を占めており、農村地域における国際結婚の数が多いことが分かる。結婚移民者との年齢差も高く、結婚により移民した外国人女性の平均年齢が 31.1 歳であるのに対し、配偶者の韓国人男性の平均年齢は 40.7 歳で、10 歳近い年齢差がある。

1-2-2 雇用許可制 韓国における外国人労働者政策について

統計庁の調査によると、韓国における外国人労働者の 93.3% は、中国やアジア各地域出身の単純技能労働者である。韓国では、2004 年に「外国人労働者の雇用等に関する法律」が制定され、非熟練外国人労働者を政府の管理のもとで一定期間受け入れる「雇用許可制」が導入された。この制度により就労した外国人労働者の数は、2004 年には 7,069 人であったが、その後 2005 年には 60,473 人に増加し、2008 年 10 月の累計で、459,905 人となっている。以下では、韓国における単純技能外国人労働者の受入れ政策の推移と、単純技能労働者の増加要因となった「雇用許可制」について述べていくこととする。

(1) 単純技能外国人労働者受入れ政策の推移

韓国では、1980 年代後半の急速な経済発展によって、製造業を中心に労働力不足が生じ、外国人労働者の受入れが増加した。その背景としては、3D3K 労働の忌避や、農村からの労働者調達の限

表 2 婚姻数と国籍別の割合

韓国人男性と外国人女性 28,163 件		韓国人女性と外国人男性 8,041 件	
中国	13,203 件 (46.9%)	日本	2,743 件 (34.1%)
ベトナム	8,282 件 (29.4%)	中国	2,101 件 (26.1%)
フィリピン	1,857 件 (6.6%)	アメリカ	1,347 件 (16.8%)

界、青年層の労働者減少、また大企業と中小企業の労働条件の格差拡大による中小企業の人材難などがある。このような状況に対し、政府は1991年10月、海外に投資している企業を対象に「産業技術研修生制度」を導入した。これは、海外の子会社で雇用した外国人労働者に対して韓国本社での研修を行い、本来のポストに帰任させる制度で、研修生の滞在期間は最高1年間である。この制度によって、海外投資する大企業は外国人労働者の受入れが可能になった。1993年12月には、対象を海外投資する中小企業にまで拡大した「産業研修制度」が導入された。これは、発展途上国への産業技術協力と、労働条件の厳しい3D業種の中小企業に海外からの単純技能外国人労働者を受入れる制度である。これにより、従業員数が300人以下の中小企業も、外国人労働者を「研修生」として1年間雇用することが可能となった。

しかし、この制度の導入により、低賃金強要、人権侵害、研修生の職場離脱、不法就労者の増加等の深刻な社会問題が生じた。実質的には労働者であるにもかかわらず、「研修生」であるがゆえに、低賃金の強要、労働基準法の適用や社会福祉制度からの除外、研修生の職場離脱や不法就労者の増加等の社会問題が起きたのである。韓国政府はこのような社会問題への改善策として、同一企業で2年間働いた研修生はその後1年間、正式に就業可能となる「研修就業制度」を1998年4月に導入した。その後、この制度は「1年研修後、2年就業」へと変更され、更に韓国系外国人に対しては、2001年11月に「就業管理制」が導入された。韓国系中国人（同胞）など韓国語を話せる韓国系外国人が不法滞在のままサービス業に従事していたことから、それまで外国人には禁止されていた飲食業、社会福祉サービス業、清掃関連サービス業などの門戸を開放し、最長3年間まで就労できるようにした。

しかし、2002年には、不法就労者の数が総外国人労働者数の80.2%に達したことにより、2003年2月、盧武鉉新政権は不法労働者に対する取締りを一時的に保留すると同時に、「雇用許可制」を導入するという意思を表明した。同年7月には、

雇用許可制について定めた「外国人労働者の雇用等に関する法律」が国会本会議によって可決され、これに伴い出入国管理法施行令等も改正され、雇用許可制を利用して入国する外国人の為の「非専門就業」という在留資格が新設された。また、前述した就業管理制によって、サービス業への雇用が認められた韓国系外国人に対しては、一般外国人枠とは異なる特例措置により雇用許可制を適用することになり、就業管理制は廃止された。その後、雇用許可制は2004年8月から施行されたが、施行後も既存の産業研修制度はしばらくの間、並行して実施された。2007年には産業研修制度の廃止と「訪問就労制度」の導入により、中国やロシア等に居住する韓国系外国人の入国や在留期間、職場の異動等の面での条件が優遇された。

(2) 雇用許可制について

雇用許可制とは、単純技能労働者を政府の管理のもとで一定期間受入れる制度のことで、製造業・建設業・農畜産業・サービス業等の分野で、従業員300人未満の中小企業が一定期間求人を出しても外国人労働者を雇用できない場合、所定の手続きを経て外国人労働者と雇用契約を締結することができる。期間は原則として1年だが、最長で3年まで延長することが可能となっている。この制度を通じて受入れる外国人労働者の人数・業種・送出国は国内労働市場の状況を踏まえて政府が定め、毎年調整する。労働者の受入れ透明化を図る為、ブローカーの排除なども政府が行ない、政府が外国人労働者の受け入れを統括し、管理するシステムとなっている。宣（2007）によると、雇用許可制は、①国内労働市場との補完性、②労働者の権利保障、③定住化の防止、の3つを原則としている。①については、国内労働者の雇用の妨げ防止の為、国内労働市場の動向を踏まえたうえで、政府が業種ごとに年間の受入れ人数を決定し、事業主には一定期間求人を出すなどの内国人雇用の努力義務がある。②については、法律の中に差別を禁じる条項があり、外国人労働者にも労働関係法が適用される。③については、外国人労働者の定住による社会コストの増加に対する懸念から、外国人労働者の雇用契約は1年毎の更新で、最長

で3年までと定めている。また、雇用許可制で入国し、熟練した労働者となった者に対する事業主の需要は高いことから、法務省は5年間熟練労働者として働いた人には永住権を与えるという方針を出し、2008年1月から施行されている。宣(2007)によると、雇用許可制は「外国人が韓国への定住を見据えた移民の枠組みではなく、働くために一時的に滞在することを前提とする外国人労働者の受入れと管理システムである。(中略) 再入国を可能にすることで本国への帰還を誘導し、再入国できない不安から非正規化への誘引要因をなくす、というのが政府の狙い」であるとし、雇用許可制を導入した政策的動機のひとつとして、非正規滞在者数を減らすことを挙げている。このように、外国人労働者に対する韓国政府の基本的な政策スタンスは、単純技能労働者に対して長期的な社会コストに増加に対する懸念から循環型を目標としており、定着を避ける政策をとっている。

1-2-3 韓国における少子高齢化の現状について

少子高齢化は、長期的には労働者人口の減少による経済成長の鈍化や国際競争力の低下に繋がっており、深刻な緊急課題となっている。朝鮮戦争後に出生数が急増した韓国では、1960年代に「3・3・35運動」(3年毎に、子供は3人まで、35歳までに)という人口抑制(産児制限)政策を開始した。その結果、韓国統計庁の人口動態推計によると、出生率は1970年の4.5から1980年に2.8に減少した。この人口抑制政策は1990年代に終了したが、その間1997年の通貨・金融危機での経済悪化、雇用不安によって、晩婚化や未婚化が進み、少子化が加速した。その結果、2001年には1.30、2002年には1.17となり、その後更に減少を続け、2005年には1.08にまで落ち込んだ。2006年には1.13、2007年には1.26となり、2008年の合計特殊出生率は1.19となっている。また高齢化も進んでおり、2006年に9.2%であった高齢化率は2022年には14%を超えて高齢社会に到達することが予想されており、2050年には高齢化率が欧米諸国を上回ると推計されている。少子高齢化の進行について、宣(2007)は「外国人労働者や国

際結婚による結婚移住者の増加は少子高齢化の進展に伴う社会基盤変化に大きく影響を受けた結果である(p.5)」と述べており、少子高齢化と、外国人労働者や国際結婚による結婚移民者との間には密接な関係があることを示している。

第2章 韓国における外国人施策

韓国では、2006年5月26日に韓国の大統領府で第1回外国人政策委員会が開かれ、「外国人政策基本方向及び推進体系」が審議・承認された。外国人政策委員会とは、国務総理を委員長として、法務省、労働省、女性家族省、教育人的資源省、行政自治省等の各長官が参加し、外国人政策に関する審議を行ない、省庁間の調整を行なう組織である。同会議以後、法務省を中心として関係省庁は総合的な外国人政策の推進に取り組み始め、2007年4月27日には「在韓外国人処遇基本法」が国会を通過した(同年5月17日公布、7月18日施行)。一方、地方自治を統括する行政自治省¹⁾も2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を策定し、地域における社会統合の推進に力を入れている。またこれら一連の外国人政策の流れの中で、2008年3月には、国際結婚による移民に焦点をあてた多文化家族支援法という社会統合の為の法律が制定された。以下では、韓国の外国人政策が大きく変わる契機となった「外国人政策基本方向及び推進体系」と「在韓外国人処遇基本法」の概要について述べ、更に地方自治を統括する行政自治省の取り組みや多文化家族支援法について挙げていくこととする。

2-1 外国人政策の基本方向及び推進体系

「外国人政策の基本方向及び推進体系」は、「検討の背景」、「外国人政策の基本方向」、「外国人政策の推進体制及び広報方案」の3つの章で構成されている。

「検討の背景」では、外国人政策について、「大韓民国に移住しようとする外国人に対する永住的または一時的な社会構成員の資格の付与および国内滞留中の外国人またはその子女が社会構成員として生きていくのに必要な諸般滞留環境の造成に関する事項を外交、安保、治安、経済、社会、文

化等、総合的視角から取り扱う政策」と定義している。外国人政策の対象としては、外国籍同胞、結婚移民者、外国人勤労者、難民、外国人子女、不法滞留者、その他の外国人（留学生、商社駐在員等）に分類している。

続いて、「政策環境の変化」に関して、国際人的交流の活性化、急速な少出産・高齢化の進行、外国人滞留類型の多様化および定住化、外国人の両極化（専門人力と単純労務人力、および不法滞留外国人と合法滞留外国人への二極化）現象の発生を挙げている。また、「多様な政策議題を包括することができる上位政策概念」や、出入国・滞留管理、難民認定、永住・国籍制度等の既存業務と外国人の社会適応支援、社会統合等のような新たな政策議題を包括できる「外国人政策」という概念が必要であることを強調し、総合的・中長期的視角から外国人政策を推進することができる総括体系の不在も挙げている。

「外国人政策の基本原則」としては、外国人の人権保障、国家競争力の強化、多文化包容と社会統合の3つを挙げている。外国人の人権保障については、教育や医療サービス等基本的性格の人権保障の充実と外国人女性、子女、難民認定者等少数者の保護を挙げている。次に、国家競争力の強化として、専門人力は積極的に誘致し、単純技能人力は制限的に導入するとしており、言語等、文化同質性を有する外国籍同胞の優先・配慮を掲げている。多文化包容と社会統合については、多様性に対する相互理解の幅を広げることのできる環境の造成と、結婚移民者や子女等に対する社会適応の支援を挙げている。

「外国人政策の基本方向」では、「外国人と共に生きる開かれた社会の具現」を挙げており、「多様な国益を考慮し、外国人の移住を管理し、国内に滞留中の外国人の人権保護及び社会統合を強化し、社会葛藤及び費用を最小化し、外国人と国民間で相互に文化と歴史を理解・尊重する社会環境を造成する開かれた社会を具現」することを掲げている。政策目標としては、「外国人人権尊重と社会統合」と「優秀な外国人力誘致の支援」を掲げている。課題としては、「外国籍同胞の包容」「結

婚移民者・外国人女性・外国人の子女の権益向上」「難民に対する実質的支援」「外国人勤労者の処遇改善」「不法滞留外国人の人権保護」「多文化社会としての統合基盤の構築」を挙げている。

「外国人政策の推進体系」では、「今後、3年以内に出入国者が5000万人（2005年末で3400万人）、滞留外国人数が120万人（2005年末で74万人）となることが予想され、少出産・高齢化による外国人力流入増加とともに、国際結婚件数も総結婚件数の13%を超えるなど、我が国はすでに多民族・多文化社会に進入した」ことを指摘している。また、基本方向として、韓国の外国人基本政策を総合的・巨視的視覚から準備し、外国人政策を体系的・効率的に施行できる体系を構築することを掲げている。2006年末までに外国人政策関連基本法の制定等関連法令を整備し、2007年末までに外国人政策の推進体系を構築するとあり、具体的には、外国人政策の総括機構を設置すること、部署間の意見調整は「外国人政策委員会」を通して行うこと、そして、「移民行政研究院」を設置し、外国人政策を持続的に研究・検討し、その研究結果を外国籍同胞・外国人関連の政府の政策に反映させることを挙げている。外国人政策の広報の方法については、広報の必要性として、全政府の次元において外国人関連政策全般に対して改善案を準備したことを報道機関に知らせ、外国人の政策接近性及び理解度を高め、国民の関心及び参与世論の形成が必要であると述べている。

2-2 在韓外国人処遇基本法

このように、「外国人政策の基本方向及び推進体系」には、外国人政策関連基本法を2006年末までに制定することが明記されていたが、実際には法務省は2006年9月に「在韓外国人処遇基本法案」の公聴会を開催し、11月には国務会議で議決（日本の閣議決定に相当）され、12月に政府案として国会に上程された。その後、2007年4月27日に国会を通過し、5月17日に公布、7月18日に施行された。以下では、「在韓外国人処遇基本法」の主な条文について述べていくこととする。

まず、第1章の総則では、この法律の目的が「在

韓外国人に対する処遇などに関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人がお互いを理解して尊重する社会環境を作り、大韓民国の発展と社会統合に貢献すること」(第1条)であると規定している。第2条には、用語の定義として、「在韓外国人」が合法滞在者に限定されることが示されており、「結婚移民者」とは「大韓民国国民と婚姻したことがある者、又は婚姻関係にある在韓外国人」と定義している。第2章の「外国人政策の策定及び推進体系」では、法務部長官は関係する各行政機関長と協議し5年毎に外国人政策基本計画を(第5条)、各行政官庁長官及び地方自治体はそれに伴う単年度の施行計画を(第6条)、それぞれ策定し、施行することが記されている。第8条では、国務総理の下に外国人政策委員会を設置することが定められている。第3章では、「在韓外国人の処遇」について、国及び地方自治体に対する人権擁護努力義務(第10条)、社会適応の為に必要な教育支援(第11条)、結婚移民者や子供に対する保育・教育支援(第12条)、永住権者(第13条)や難民(第14条)の処遇、国籍取得後の社会適応(第15条)、専門技能を有する外国人労働者の誘致促進(第16条)、韓国系外国人の処遇(第17条)について記してあり、第15条には外国人が韓国国籍を取得しても3年間は、第12条に示された韓国語教育などの支援を受けられることを明記している。

第4章の「国民と在韓外国人が共に生きていく環境の醸成」では、多文化に対する理解の増進として、第18条で、国及び地方自治体は国民と在韓外国人がお互いの歴史・文化・制度を理解して尊重するよう教育や不合理な制度の是正、その他必要な措置をとる努力義務を国と自治体に課し、第19条では、外国人と共生する社会環境を作る為に、毎年5月20日を「世界人の日」とし、その日からの1週間を「世界人週間」と定めている。第5章の「補則」では、行政関連手続きにおける外国人窓口の設置(第20条)や、NGO等の民間団体への業務委託(第21条)、国際交流の活性化

(第22条)、政策の公表及び伝達(第23条)について記している。

このように、韓国の外国人施策は2006年5月に外国人政策委員会が開いた第1回外国人政策会議をきっかけに大きな転換を遂げ、その後制定された在韓外国人処遇基本法によって、外国人政策委員会を中心とする各行政官庁間での調整が行なわれた為、個々の行政官庁の役割分担が明確となり、類似した政策の重複が回避され、必要な政策や支援が実施される体制が整備されたということが言える。外国人政策の法的根拠を定める基本方針が確立したことで、政府として統一した外国人政策を施行する体系の構築が進められているということが言える。

2-3 韓国における地方自治体(行政自治省)の取り組みについて

地方行政を統括し、地域における具体的な外国人支援の基盤整備を進めるうえで特に重要な存在となっている行政自治省は2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」、同年10月に「居住外国人支援標準条例案」、2007年3月に「居住外国人地域社会定着支援業務便覧」を策定し、各地方自治体に通知している。標準条例案と業務便覧は業務指針で示した通りに中央政府の政策方向を具体化していくものである。以下では、このような行政自治省の主な取り組みについて述べる。

2-3-1 居住外国人地域社会統合支援業務推進指針(2006.8)

行政自治省は2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を策定した。その概要には、「増加する国内の居住外国人に対して、体系的な支援を通して円滑な地域社会統合を果たし、国家イメージを高める」ことと、「地方自治体が居住外国人を地域住民の一員として認め、実質的なサービスを総合的に提供するように、推進体制の構築が必要である」ことが示されている。

居住外国人の実態については、「単一民族という深い純血主義に基づいた、外国人に対する排他的・差別的な国民意識と社会的偏見の存在で、内国人との葛藤および人権侵害の可能性が常に存在

する」こと、「大半の居住外国人が韓国生活への適応過程で、言語疎通の問題、文化の違い、貧困などの問題によって定着に隘路」があり、「移住労働者の場合、不法滞留による身分不安定、賃金滞納、医療、産業災害、子女養育問題など困難を抱え、国際結婚移住者も家族間の葛藤、子女のアイデンティティの混乱と学校不適応問題などを提起」していると記している。業務の適応対象については、韓国国籍を持っていない者（外国国籍同胞、労働者、留学生など）に限定せず、韓国国籍を取得した者（結婚移民者、国際結婚家庭の子供、韓国語・文化に慣れていない人など）にまで拡大適用することとしている。また、「不法滞留外国人は原則的に支援対象にならないが、民間団体などの活用などを通じて基本的人権の保障がなされるよう努力」すると記している。

基本方向として、第1に、外国人支援の根拠を定めること、外国人支援の基盤作りの為に地方自治体が条例を策定し、居住外国人の地位を「住民」に準じる概念と位置付けることを掲げている。第2に、自治体と地域住民の関心の向上及び認識の転換を図る為に、定期的な実態調査や自治体の施策評価、公務員や地域住民に対する多文化教育・広報の強化を行なうことを明記している。第3に、推進主体間の合理的役割分担を挙げており、中央政府は居住外国人施策に対する基本的政策方向を提示し、地方自治体は居住外国人に対する実質的なサービスを総合的に提供し、民間部門の経験・ノウハウを最大限に活用するとしている。

具体的な指針内容として、第1に「地方自治団体における推進体制の構築」を掲げ、外国人施策の諮問機構の構築と庁内に担当人員を確保することを挙げている。第2に「居住外国人への支援基盤の準備」として、外国人支援条例の制定を挙げ、その為に行政自治省が標準条例案を示すこととしている。また地域に在住する外国人に対し、総合的に支援できるよう、地域単位での「国際センター」の設置・運用への支援も掲げている。具体的には、「外国人勤労者支援センター」や「結婚移民者支援センター」等と連携して、福祉会館など公共機関や民間機構・団体の活用を検討すると

している。また施策に必要な財源を確保する為、普通交付税の算定基準に外国人数等を反映し、社会適応プログラムの運営経費等の国庫追加支援方案を検討するとある。第3に「外国人の地域社会への適応支援」として、韓国語や基礎生活の教育など地域社会適応プログラムの運営や請願・苦情相談体制の整備、生活支援、緊急救護体系の確立が挙げられている。第4に「多文化尊重の地域社会の造成」として、公務員や地域住民への多文化教育・広報、民・官協力の基盤作り、多文化地域共同体形成への支援が挙げられており、具体策としては、地域住民との和合プログラムの運営、伝統食作り等韓国文化体験の活性化、地域の特性に応じた外国人村・街の造成、各国記念日固有行事の開催支援等、外国人の自国民の集まりと文化育成を挙げている。この居住外国人地域社会統合支援業務推進指針には、末尾に参考資料として日本の総務省が2006年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」が添付されている。

2-3-2 居住外国人支援標準条例案 (2006.10)

行政自治省は、2006年10月に「居住外国人支援標準条例案」を策定した。この条例案の第1章で、「〇〇市に居住する外国人の地域社会への適応と生活上の便益の向上を図ると共に、自立生活に必要な行政的支援方案を整え、地域社会の一員として定着することができるようにすることを目的とする」と記している（第1条）。また、「〇〇市の責務」について、「〇〇市長は、管轄区域内に居住する外国人が地域社会において早期に定着することができるように支援し、居住外国人が住民と共に生活していくための条件形成に適切な施策を推進しなければならない」ことを定めている（第4条）。支援対象については、韓国国籍の者は含めるが、「合法的に滞在できる法的地位を有しない外国人」を除外し（第5条）、支援の範囲については、「韓国語及び基礎生活への適応教育」「苦情・生活・法律・就業などの相談」「生活便益の提供及び応急救護」「居住外国人のための文化・スポーツ行事の開催」などが挙げられている。

第2章は、諮問委員会の設置に関する内容と

なっており、委員会は副市長が務める委員長を含めた10人以内の委員で構成し、教育庁・警察署・雇用安定センター・出入国管理事務所などの適正な地位にある者と、市長が委嘱する民間委員とに分かれると記している。第3章では「外国人支援の活性化」について、外国人の支援団体に対する支援（第12条）、支援団体への業務委託（第13条）、「世界人の日」と「多文化週間」の設定（第14条）、外国人を支援する個人・法人の褒章（第15条）、外国人の表彰や名誉市民としての礼遇（第16・17条）等を定めている。

2-3-3 居住外国人地域社会定着支援業務便覧 (2007.2)

行政自治省は、2007年2月に「居住外国人地域社会定着支援業務便覧」を策定し、その内容は概要、居住外国人現況および生活実態、地方自治団体業務推進体系の構築、定着支援プログラム・マニュアル、居住外国人支援施策参考事例、参考資料の6つの章で構成されている。概要の内容としては、「推進背景」「外国人の範疇と地位」「外国人の権利と義務」「政府の外国人支援制度及び限界」からなっている。

「推進背景」として、増加している居住外国人の定着支援の重要性が浮き彫りとなったことと、居住外国人支援は出入国や滞留管理を超えて、地域社会適応と統合問題に帰着し、地域社会定着支援施策は地方自治体が居住外国人を地域住民の一員として捉え、総合的に推進していかなければならないことを述べている。そのうえで、「外国人定着支援業務は未来の国家生存戦略の一環であり、うまくできれば国家の大きな資産となりうるが、うまくできなければ国家の負担となり、社会的費用が増加する憂慮」があることを指摘している。また、自治体の外国人支援施策推進の必要性については、外国人の出入国と在留の管理に関する事項は国家事務・義務であるが、入国した外国人を地域社会に包容する主体として行政サービスなど、地方自治体が遂行しなければならない役割は大きいと述べている。居住外国人に対し、総合的な行政支援が成し遂げられなければならないと、地域社会の構成員として社会参与を促進する必要が

あると述べている。そして、地方自治体が居住外国人に対して地域社会定着支援施策を推進することは、居住外国人を「住民」とみなすという意義があるだけでなく、国際人権規約や人種差別撤廃条約などの国際法と符号するほか、外国人と共に生きる地域づくりを通して、地域の観光・産業を振興し、地域活性化を図る契機となり、地域住民の多文化理解力を高め、次世代育成や地方の国際化水準の向上にも寄与するとある。

「外国人の範疇と地位」については、外国人は「大韓民国の国籍を持っていない者で外国国籍を持っている者とまったく国籍を持っていない無国籍者を含む」と定義している。支援対象の外国人の範疇については「国内に居住する韓国国籍を持っていない外国人」と「韓国国籍を取得した外国人」が挙げられている。「不法滞留外国人は原則的に支援対象から除外されるが、民間団体の活用などを通じて基本的人権が保障されるように努力」とある。「外国人の権利と義務」に関しては、憲法第6条には「外国人は国際法と条約が定めるところに従って、その地位が保障される」と規定されていることを示している。「政府の外国人支援制度と限界」については、外国人処遇基本法や雇用許可制、訪問就業制、結婚移民者家族支援センターの指定（全国21箇所）等について記している。また、政府の支援制度の限界については、外国人の韓国社会定着を助けることは法制度的側面も重要であるが、国民の意識と実践がより重要であり、中央部署別の法制度的アプローチでは包括的支援が不足していることを述べており、生活者として韓国社会に定着する為の包括的支援の役割においては根本的な限界があることを指摘している。

2-4 多文化家族支援法

韓国では国際結婚の増加によって、移住女性や多文化家族が、言葉や文化の違いによる韓国社会への不適応、精神的ストレス、配偶者からの暴力、子供の教育に関する問題などに直面すると同時に、国際結婚の需要に伴い、違法な結婚仲介業者によるトラブルなどが社会問題として認識されるようになった。ヤン（2008）は「韓国における

国際結婚移住者の現状と政策への提言」のなかで、結婚移民者家族の問題として、「国際結婚の仲介業者の乱立と売買婚的な結婚の問題」、「在留要件など、身分上の不安」、「家庭内暴力」、「貧困と就職の問題」、「外国人に対する韓国社会の外国人排除と偏見」、「コミュニケーションの問題」、「子どもの教育の問題」の7つを挙げている。このような多文化家族に対する社会の関心の高まりを受けて、女性部、教育科学技術部、労働部、文化体育観光部、保健福祉家族部などが言語教育や社会適応支援相談、医療支援などを行なったが、これらの支援が各省庁に分かれて断片的、重複的に行なわれており、多文化家族支援の基盤となる法律が必要であるという共通認識から、2006年から政策討論会や法制定準備の為に公聴会等が次々に開催され、2008年3月に、国際結婚による移民に焦点をあてた多文化家族支援法という社会統合のための法律が制定された。

この法律の目的は、国際結婚による多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるようにすることで、これらの者の生活の質を向上させ、社会統合に貢献することにある。(第1条)「多文化家族」とは、韓国国民との結婚により韓国に移住した外国人や韓国に帰化した者、その夫婦から生まれた韓国国民の国籍を有する子供がいる家庭を指す。(第2条) 従って、たとえ「多文化」な家族であっても、韓国以外の異なる国同士の外国人が結婚した家庭は国としての支援対象となっていない。あくまで将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子供を出産し、養育していく家庭に対して支援が行なわれるのである。この法律によって、国及び地方自治体は多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営む為に必要な施策の整備や施行が義務付けられる(第3条)。保健福祉家族部は、多文化家族の実態把握と政策策定への活用の為、3年毎の実態調査を行う(第4条)。国及び地方自治体は、多文化家族に対する社会的差別や偏見を予防する為に、多文化家族への理解促進の為に広報や多文化理解教育等の必要な措置をとるよう義務付けられている(第5条)。多文化家族の構成員には、生活情報の提供と、社会適

応教育や職業訓練教育支援(第6条)、家族相談や夫婦教育等の平等な家族関係の為の措置(第7条)、家庭内で発生する暴力防止への努力や被害者に対する保護及び支援(第8条)、産前産後の健康管理に対する支援(第9条)、児童の保育及び教育への支援(第10条)が行なわれる。さらに、これらの支援サービスの利用可能性を向上させる為、国及び地方自治体に対して多国語によるサービス提供を行うよう努力規定が置かれている(第11条)。また多文化家族支援関連業務に従事する公務員への理解増進と専門性向上の為の教育を実施することができる(第13条)。保健福祉家族部は、多文化家族支援センターを指定し、必要な予算の補助ができ(第12条)、国及び地方自治体は、多文化家族支援業務を行なう団体や個人に対して支援を行なうことができる(第16条)。

白井(2008)によると、「国によるこれらの多文化家族支援施策は、韓国社会への多文化主義の導入を目的としたものではない」と述べている。結婚移民者の大部分は韓国社会に定住することが予想され、国籍法第6条で簡易帰化が認められている為、将来的に韓国国籍を取得する可能性が高い。その為、多文化家族への支援は、移民女性の人権保護という側面だけでなく、将来的な国の安定を目的とする社会統合を促進する為でもあり、将来韓国国民となる移住女性とその子供を国がサポートするという発想であると述べている。また韓国の忠清南道副知事は2007年に忠清南道天安市で開催された「多文化社会の到来と地域社会の対応」をテーマとする国際セミナーにおいて、「韓国人と結婚して移住してくる外国籍女性は、子どもを産む、その子ども達は韓国国民として将来の担い手となります。結婚移民として移住してきた外国籍の女性を困難な状態に置かないようにするのは行政の義務です。」と述べている。さらに、多文化家族支援法制定のための公聴会においても、「特にこれらの子女世代が韓国社会に寄与する立派な人的資源として成長することができるよう、助けなければならない」と述べ、そのために国家的次元での投資が要求されると述べている。このように、女性移民者とその子女に関する社会

問題の急増に応じて制定された多文化家族支援法は、移民女性の人権保護という側面だけでなく、将来的な国の安定を目的とする社会統合の促進、社会統合による国家の発展・社会の安定化が目的であり、多文化主義の導入を目的とした政策ではないということが分かる。

第3章 外国人施策に関する報道と各地域の取り組み事例

以下では、韓国最大の外国人集住地域である京畿道安山市の実例と、筆者の留学先である忠清北道の取り組み実例を挙げることにより、韓国における外国人施策の現状について述べることにする。

3-1 外国人集住地域（京畿道安山市）の取り組み事例

安山市は京畿道の西部に位置する市で、韓国で外国人が最も多く住む、国内最大の外国人集住地域である。2009年2月末の時点において、安山市に登録された外国人の数は3万2983人で、京畿道に滞在する26万130人の外国人労働者のうち12.8%を占めている。安山市は、多文化社会実現の為に「多文化が共存する開かれた国際都市安山」をモットーとして掲げ、専任部署の設置と外国人住民センターの運営、在住外国人支援条例の制定などに乗り出し、2007年4月には安山市在住外国人条例を制定・公表し、2008年3月には、金文洙京畿道知事と安山市場において各国の大使などが参加して「多文化まちづくりの社会協約」を締結した。更に、このようなコミュニティベースの造成および定着支援事業が根を降ろす為には、在住外国人の人権強化を並行して行なわなければならないとして、2008年に国家人権委員会と京畿道、安山市の3者共同で「外国人の人権促進のための交流協定書」を締結した。続いて同年、安山市の「外国人住民の人権促進に関する条例」を制定し、条例の主な内容としては、在住外国人の生存権保障と差別されない権利、人権保護強化のための意識の涵養、そのための諮問機構の設置等を掲げている。その他にも、外国人の法律問題を専門とする公益法人や出入国事務所などの

関連行政機関の業務担当者を活用して、職場内での基本的人権や賃金未払い、退職金、労働災害、出入国、国際結婚の問題等についての相談にも応じている。更に、安山市は多文化家庭が共同体を築いていく為には、中心となる「総合支援センター」の設立が最優先だと判断し、2005年の「外国人勤労者支援センター」開設に続き、2008年3月には「外国人住民支援センター」を開所した。この外国人住民支援センターは、2534㎡の敷地に地下1階、地上3階、延面積1828㎡規模で、無料診療や通訳、人権保護、送金センターなどの多角的なサポートを年中無休で24時間365日運営している全国初の自治体設立直営のセンターである。この外国人住民支援センターには「外国人無料診療センター」、「通訳支援センター」、「外国人送金センター」、「多文化小さな図書館」が設置されている。安山市医師会など、安山地域の10の医療団体と機関が支援する無料診療センターは、毎週水曜日午後7～9時、2・4週目の土曜日の午後2～5時、毎週日曜日の午後3～5時に外国人の健康診療を行っている。「通訳支援センター」では、ミャンマーやパキスタン、モンゴル、ベトナムなど8カ国出身の相談員が火～金曜日の午前10～午後7時、日曜日は午後2～7時にコミュニケーションに困難を抱える在住外国人を対象に未払い賃金等の相談に応じている。外国人送金センターは、外国人の外国為替送金などの金融業務を専担しており、土曜日・日曜日は勿論、平日は午後8時30分まで業務を行う。「多文化小さな図書館」では、入手困難なインドネシアやベトナムなどの東南アジア4カ国の書籍が備えられている。また館内では地域のボランティアも協力して様々な外国人関連の文化行事の情報提供も行なっている。更に、このセンターでは在住外国人と関連する施策や教育プログラム、地域関連ニュース、多文化フェスティバル等の情報を盛り込んだ隔月刊ニュースレター「ハーモニー」を7ヶ国語で出版し、社会生活の媒体として活用している。

3-2 忠清北道における多文化家族への支援状況について

韓国では、道ごと（日本の都道府県にあたる）

に出入国管理事務所が管轄し、形成している「外国人結婚移民者ネットワーク」という結婚移民者のためのネットワークがあり、出入国管理に関する様々な情報提供や、母国の文化紹介、生活相談などを行なっている。忠清北道の出入国管理事務所には、道内に住む在住外国人が、登録に来た外国人の為に書類の書き方や案内の手伝いを行なっており、国際結婚移住者には、外国人ネットワークに関する情報通知と、韓国生活情報誌を渡し、生活サポート相談の受け付けも行なっている。この外国人結婚移民者ネットワークに登録すると、「結婚移民者家族支援センター」を紹介される。ここでは、結婚移民者のための韓国語講座や韓国料理教室、情報化教育（コンピュータ教室など）、多文化講師養成教育、夫婦相談、子女保護事業、韓国文化探訪（日帰り旅行）、多文化祭り（各国の料理を紹介する屋台やバザー）など様々な取り組みを行なっている。韓国語教室では、政府の女性家族部によって作成された外国人主婦用の教材を使用して、生活に密着した韓国語を学習することができる。また国際結婚移住女性の為の産後の相談・情報提供や、小学生の児童を放課後預かり、宿題などをサポートする学習支援教室もある。韓国語学習の他にも、日常生活の悩みや問題などの相談機関としても運営されており、生活情報や様々な相談などの窓口にもなっている。さらに、外国人向けの語学教師養成講座があり、中国語・日本語・英語などの母語話者である親が講師として働く為に、言葉の教え方などを学んでいる。また、親の母国文化紹介の一環として、紙人形劇で子供達に各国の昔話を披露するなど、地域の国際交流の場ともなっており、活動の幅が広がっている。

他にも、忠清北道には、「外国人移住女性人権センター」があり、ここでは、小さい子供を持つ外国人移住女性を対象に、小学校の国語の教科書を使用した韓国語講座を開講している。国語教育の内容を理解し、子供からの質問に対応したいという母親達の要望により、実際に国語の教科書を使用して勉強をしている。また政府の保健福祉部が作成した「女性結婚移民者のための生活案内～

韓国生活ガイド～」という冊子も配布している。中国語・英語・ベトナム語などの翻訳版もあり、内容は結婚やビザに関する情報提供、引越しや永住・帰化・離婚・死別・健康診断・不妊・精神的ケア・子供の教育・育児支援・韓国語や文化教育施設などの生活全般の情報が掲載されている。また韓国全土にある外国人支援センターの連絡先や地域の韓国語教室の情報なども載っている。

外国人子女児童支援の為の支援としては、多文化家庭の自宅に韓国人教員が直接訪問し、児童の学習サポートを行なっている。韓国語学習や絵本の読み聞かせなど、基本的には児童の学習支援であるが、支援内容は比較的自由な設定で、親である結婚移民者の日常生活における相談や疑問、韓国語学習などのサポートも無料で行なっている。韓国語講座は各地域で広く開講しており、忠清北道女性団体協議会では、国際結婚移住女性の為に毎週木曜日の午前中に韓国語講座を開いている。清州 YMCA 韓国語学堂では、毎週土曜日の午前中に韓国語講座を開催しており、ここでは、韓国語教授経験の豊富な韓国人講師が市販の教材を使用して韓国語を教えている。韓国語学習の他にも、生活相談や月に1回の食事会、文化紹介等も行なっている。また、「清州 主の教会」という教会では、1日に2回礼拝があり、2階席では中国人信者の為に中国語による解説・通訳も行なっている。配布物は韓国語の他に中国語で作成されているものもあり、礼拝以外に生活相談も受け付けている。更に、忠清北道では結婚移民者達が独自のネットワークを作り、地域社会において積極的に情報を発信し、社会貢献を行なっている。具体的には、結婚移住女性が地域の小学校で母国の文化を紹介する「国際結婚移住女性による多文化授業」を実施しており、結婚移民者が母国の民族衣装を着て、子供向けに分かり易い教材や教具を準備し、2人1組で地域を回りながら、小学生を対象に母国の文化を紹介している。

他にも、忠清北道庁では「外国人道政モニターによる道内視察及び懇談会」が定期的に開かれている。これは、道内に居住する外国人住民を対象に文化体験や道内視察、懇談会を実施して、外国

人住民の道政に対する意見を集約し、道庁の国際交流施策に反映させるものである。2008年には、10月31日に外国人住民と道庁職員が道内のワイナリーや清南台を視察し、博物館にて国楽器を作る文化体験も行なった。視察後の懇談会では、外国人モニターと職員とが道政に対して自由に意見・情報交換を行ない、外国人モニターは道政への率直な意見や要望などを道庁側に直接伝えていた。このように忠清北道では結婚移民者の為に様々な取り組みが行なわれており、充実した支援体制が整っている。

第4章 韓国における外国人施策の課題と展望

韓国では、2006年の第1回外国人政策委員会議以後、法務省を中心として各関係省庁が総合的な外国人政策の推進に取り組み始め、2007年4月27日には「在韓外国人処遇基本法」が国会を通過し、同年7月18日に施行された。一方、地方自治を統括する行政自治省も2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を策定し、外国人が生活を営む地域社会において、外国人支援策を実施する為の行政側の環境整備を進めており、地域における社会統合の推進に力を入れている。業務推進指針の中にある「地域単位での『国際センター』の設置・運用」に関する施策も実行に移されており、在住外国人への総合的な支援を行なっている。また「外国人の地域社会への適応支援」として、韓国語や基礎生活の教育など地域社会適応教育プログラムの運営や請願・苦情相談体制の整備、生活支援、緊急救護体系の構築も推進されており、韓国語学習教室や生活相談、医療支援等具体的な支援施策が実行されている。

このように韓国の外国人施策は、「在韓外国人処遇基本法」を基本とした、行政安全省の「地方自治団体居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」や「多文化家族支援法」によって、国及び地域レベルにおいて、実質的な外国人支援の推進体系の構築が実現化されており、在住外国人の円滑な地域社会統合に向けて、支援施策の実行や推進が強化されているということが明らかとなった。韓国における多文化尊重の地域社会の構築は、着

実に進んでいるということが言える。

一方で、様々な課題を抱えていることも明らかとなった。まず、多文化主義と関連して、多文化家族支援法の支援対象は、将来的に韓国国籍を取得する者や韓国国籍の子供を出産し、養育していく家族となっており、たとえ多文化な家族であっても、韓国以外の異なる国同士の外国人が結婚した家庭に対しては支援範疇としていない為、法律の支援範囲から外れてしまう多文化家庭がある点が挙げられる。両親が外国人である家族は支援の対象ではなく、将来的に韓国国民となる移民女性とその子どもが、韓国に資する人材となれるように国が支援するという姿勢である。従って、両親共に異なる国同士の外国人によって構成された家族や、家族を形成しない外国人や子供のいない移住女性、離婚後に在留資格が不安定となってしまった外国人などは支援対象から外れてしまう可能性もある。第2章でも前述したが、この法律制定の本来の目的は、多文化主義の導入ではなく、将来的な国家の安定を目的とする社会統合を促進することが目的であるためである。他にも、多文化家庭の子女の不就学や貧困といった経済的・教育的な問題も抱えている。このように、韓国における重点的推進課題として、結婚移民者の安定的定着や社会統合教育の実施、多文化家庭子女のための制度的な学習補助及び学童保育などの設置運営、健全な成長環境作り、学校・職場・社会における多文化教育の強化などが挙げられ、急増する外国人との共生は、現在の韓国社会における大きな課題であると言える。

しかし、こうした国際結婚の増加や居住外国人の多様化及び定住化、急速な少子高齢化といった状況は、今の日本の現状とあまり変わらない。日本においても少子高齢化が進行し、経済活動人口が減少することにより移民への門戸拡大の必要性は一層高まり、開放的な移民受け入れを通じた国際競争力の強化が求められている。また国際結婚や外国人労働者の増加は拡大傾向にあり、多文化共生社会を構築する必要性が高まっている。単一民族的な志向を乗り越え、多様性を尊重する社会を築いていく過程であり、共に多文化社会への移

行期であるという点においても、韓国と日本の両国間には共通する部分が多い。こうした現状に対し、韓国では短い期間で、政策を充実させようとする取り組みが政府から主導的・積極的に進められている。外国から定住を前提とする結婚移民者の増加や、急速な少子高齢化という社会基盤の変化のなかで、合法的に外国人労働者を受け入れる雇用許可制を実施し、外国人政策の基盤となる法整備を進めるなど、これまで長期的な社会コストの増加防止といったスタンスから、定住・永住の可能性を開いた統合政策へと外国人政策の大転換を行なっている。しかし、日本には多文化共生を推進し、行政サービスの企画や施行の法的根拠となる基本法が整備されておらず、外国人政策を専門に所轄する組織体制も韓国のように整っていない。両国の間には、外国人施策が政府国家主導なのか、地域自治体主導なのかといった点や、外国人施策を実行する為の法的根拠となる、基本法の有無といった相違点がある。日本と同様、移民国になりつつある国として試行錯誤している韓国の外国人施策の取り組みは、日本にとっても大いに参考になるものと思われる。

今後、韓国の多文化共生を目指す試みがどのように成果をあげていくのか注目されると同時に、日本においても韓国の外国人施策の実例を生かし、多文化共生社会の構築を進めていくことが重要であると言える。具体的には、国が多文化共生を推進する基本理念を定め、基本計画を策定し、施策の推進体制の整備を進め、各関連省庁の果たす責務を示し、役割分担を明確にする施策を制定していくことが重要であると言える。地域社会の中で共生していく多文化共生社会の構築に向けて、外国人政策を大きく転換させた韓国は、今後も様々な課題を乗り越えていくことが予想される。韓国における外国人施策の今後の展開に注目したい。

おわりに

韓国では、2006年の第1回外国人政策委員会議を契機に、各関係省庁が総合的な外国人政策の推進に取り組み始め、在韓外国人処遇基本法を基

本とする行政安全省の地方自治団体居住外国人地域社会統合支援業務推進指針や多文化家族支援法により、国及び地域レベルにおいて、実質的な外国人支援の推進体系の構築が実現化されており、在住外国人の円滑な地域社会統合に向けて、支援施策の実行や推進が強化されているということが明らかとなった。韓国における多文化尊重の地域社会の構築は着実に進んでいるということが言える。一方で、重点的推進課題として、結婚移民者の安定的定着や社会統合教育の実施、多文化家庭子女のための制度的な学習補助及び学童保育などの設置運営、健全な成長環境作り、学校・職場・社会における多文化教育の強化等があり、急増する外国人との共生は現在の韓国社会における大きな課題となっている。このような韓国における外国人施策の取り組みは、共通した課題を抱える日本においても非常に参考になる実例であり、韓国の取り組みを日本に合った形で生かしていくことが重要であると言える。

本稿では、韓国における外国人施策について、法務省を中心とした在韓外国人処遇基本法や多文化家族支援法、行政自治省の条例等の法整備を中心に韓国政府による外国人政策の転換や地域の実例を取り上げたが、韓国では他にも労働省、保健福祉家族省、教育科学技術省、文化体育観光省等の省庁も外国人施策に力を入れている。また労働組合や市民団体などの民間団体も活発に取り組んでいる。本研究では、そうした動向を取り上げることができなかったが、今後も継続して韓国の外国人政策をめぐる全体的な動向について注目していきたい。

注

- 1) 2008年2月、李明博新政権によって省庁再編が行われ、行政自治省は行政安全省に改編された。

[参考資料]

- (1) 移住女性緊急電話ホームページ
<http://www.wml366.org/main.asp> (2009.4.7)
- (2) 家族支援センターホームページ
HYPERLINK "<http://www.familynet.or.kr/>" <http://www.familynet.or.kr/> (2009.4.5)

- (3) 韓国法務部
HYPERLINK "http://www.moj.go.kr/" http://www.moj.go.kr/ (2009.4.1)
- (4) 韓国女性部
HYPERLINK "http://www.moge.go.kr/" http://www.moge.go.kr/ (2009.4.5)
- (5) 韓国統計庁
HYPERLINK "http://www.nso.go.kr/" http://www.nso.go.kr/ (2009.4.7)
- (6) 韓国統計庁 (2009) 「2008年婚姻統計結果」(2009.4.7)
- (7) 韓国統計庁 (2008) 「人口動態推計」「人口住宅総調査報告書」
・高齢化率：
http://news.hankooki.com/lpage/economy/200810/h2008100203074621580.htm (2009.4.7)
・失業率：
http://kosis.kr/OLAP/Analysis/stat_OLAP.jsp?tbl_id=DT_1DA7102&org_id=101&vwcd=MT_ZTITLE&path=&oper_YN=Y&item=&keyword=&lang_mode=kor&list_id=&olapYN=N (2009.4.7)
・出産率：
http://kosis.kr/OLAP/Analysis/stat_OLAP.jsp?tbl_id=DT_1B8000A&org_id=101&vwcd=MT_ZTITLE&path=&oper_YN=Y&item=&keyword=&lang_mode=kor&list_id=&olapYN=N (2009.6.16)
- (8) 外国人結婚移民者ネットワークホームページ
http://cafe.daum.net/immigration (2009.4.5)
- (9) 金明中・張芝延 (2007) 「韓国における少子化の現状とその対策」『海外社会保障研究 2007No.160』
http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18529308.pdf (2009.6.16)
- (10) 国会法律知識情報システム 「在韓外国人処遇基本法」
http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2057&PROM_NO=08442&PROM_DT=20070517&HanChk=Y (2009.4.7)
- (11) 国会法律知識情報システム 「多文化家族支援法」
http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2131&PROM_NO=08937&PROM_DT=20080321& (2009.5.18)
- (12) 吳学殊 (2007) 「韓国における外国人労働者政策」『外国人労働者受入れ政策の課題と方向～新しい受入れシステムを提案する～』社団法人日本経済調査協議会
http://www.nikkeicho.or.jp/report/kono080916_all.pdf (2009.5.7)
- (13) 白井京 (2007) 「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』No.231,2007.2,
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080120.pdf (2009.5.25)
- (14) 白井京 (2008) 「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」『外国の立法』No.235,2008.3, http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/235/023504.pdf (2009.5.18)
- (15) 白井京 (2008) 「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』No.238, 2008.12, http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/238/023807.pdf (2009.5.21)
- (16) 白井京 (2008) 「韓国における外国人問題—労働者の受入れと社会統合—」『総合調査 人口減少社会の外国人問題』
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080120.pdf (2009.6.18)
- (17) 白井京 (2009) 「韓国 外国人労働者の現在—雇用許可制の現状と評価」『外国の立法』2009.1
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23801/02380108.pdf (2009.5.25)
- (18) 宣元錫 (2007) 「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究ディスカッションペーパーシリーズ 2007年度』http://www.y-kurata.com/dpkaken/dp07001.pdf (2009.5.18)
- (19) 忠清北道移住女性人権センターホームページ http://eyeincb.kr (2009.4.1)
- (20) 中島真一郎 「韓国の忠清南道天安市で開催された『多文化社会の到来と地域社会の対応』をテーマとする国際セミナー報告」
http://www.geocities.jp/kumustaka85/20070807_korea.html (2009.5.18)
- (21) 松江暁子 (2009) 「韓国における少子化対策」『海外社会保障研究 2009No.167』
http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19052108.pdf (2009.6.16)
- (22) 山脇啓造 (2007) 「韓国」『イタリア、韓国における外国人政策に関する調査報告書』(外務省領事局外国人課、2007年)
- (23) yahoo Korea メディア 「多文化家族支援法 本日より施行」
http://kr.news.yahoo.com/service/news/shellview3.htm?linkid=197&articleid=20080922182648388c5&newssetid=90 (2009.4.1)
- (24) ヤン・ヘウ (2008) 「韓国における国際結婚移住者の現状と政策への提言」
http://www.hurights.or.jp/event/rpt08/e01b.html (2009.4.27)
- (25) YTN 報道資料 2009年8月6日 「外国人の妻は、外国人の夫よりも7倍多い」
http://www.ytn.co.kr/_ln/0103_200908060829570502